

[巻頭企画]

繁忙期は事故が増加 安全運転の 再確認を



年末の繁忙期は交通量が増え、またドライバーの気持ちの焦りなどからトラックが原因となる事故が多くなる傾向があります。公益社団法人 全日本トラック協会では、安心な輸送サービスの提供を目指して「正しい運転・明るい輸送運動」を実施(2017年11月16日～18年1月10日)。交通事故や労働災害の防止を呼びかけています。

そこで今月は、繁忙期における交通事故の現状をみていくとともに、この時期、運送事業者特に徹底してもらいたい安全運転項目について紹介していきます。

I. 交通事故発生件数は12月が最多

年末は貨物輸送量の増加や納期などが集中することに伴い、運送事業者にとって繁忙期になります。そして、この時期はトラックが当事者となった死亡事故が最も多い月でもあります。全日本トラック協会の調べによると、昨年トラックが第1当事者となった死亡事故は12月に26件と最多。引越シーズンで繁忙期となる春先と同等に多い件数です(グラフ)。

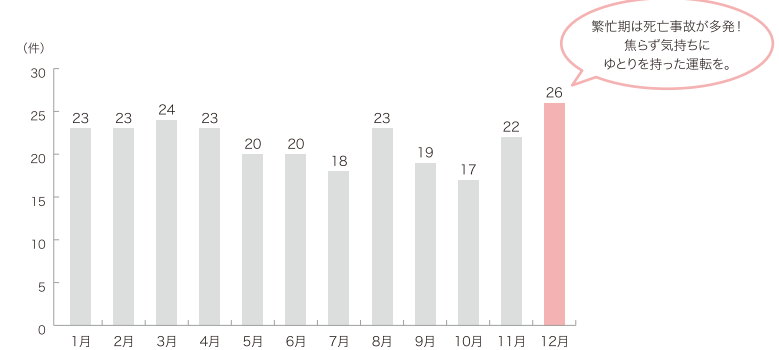
事故が多発する原因は、交通量の増加や凍結など道路状況の変化といったことに加え、「年末で人もクルマも慌ただしく動くこと」だと思われま。多忙な中、焦りながら仕事をしていると「急ぎの心理」が働くため、安全

確認が疎かになったり、割り込みをするなど強引な運転をしてしまう傾向があります。こういった心理状況が、交通事故を引き起こしてしまうのです。

また、死亡事故を時間帯別に調べると、深夜～早朝にかけて多く発生。全死亡事故の過半数を占めており、4～6時がピークとなっています。これらの時間帯は、ドライバーにとって「魔の時間帯」といわれ、体内時計が眠るよう指示を出しています。ここに繁忙期による疲労が重なることで、事故の危険性がさらに高まってしまふのです。

出典：公益社団法人 全日本トラック協会
「平成28年の交通事故統計分析結果【確定版】」

[グラフ] トラックが第1当事者となった死亡事故件数の状況(2016年)



出典：公益社団法人 全日本トラック協会「事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数(平成29年9月末現在)」

繁忙期は死亡事故が多発！
焦らず気持ちに
ゆとりを持った運転を。

II. 事故防止重点項目を設け安全輸送を確保

全日本トラック協会では、年末年始の輸送繁忙期に安全確保を図るため、「正しい運転・明るい輸送運動」を実施。下記にある、事故防止に向けた重点項目に取り組んでもらうよう、運送事業者に呼びかけています。次に各項目について紹介していきます。

「正しい運転・明るい輸送運動」

(事故防止に関する重点項目を抜粋)

- ① 追突事故および交差点における事故防止の徹底
- ② 過労運転防止の徹底
- ③ 確実な点呼の実施
- ④ 飲酒運転および危険ドラッグの根絶
- ⑤ 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底
- ⑥ 健康診断の受診の徹底

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「第57回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画」

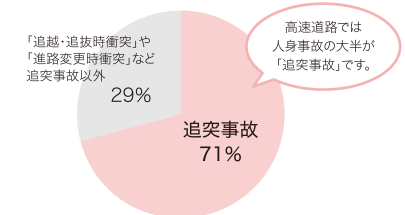
① 追突事故および交差点における事故防止の徹底

トラックによる事故の内訳を見ると、「追突事故」が約半数を占め、さらに高速道路においては約7割にまでのぼっています(グラフ)。

ドライバーが死亡する割合は、追突以外の事故と比べ高くなる傾向にあり、追突事故の防止は運送業界の最優先課題のひとつです。

運行管理者は、全日本トラック協会が作成している『トラック追突事故防止マニュアル』などを活用した指導・教育を実施し、追突事故や交差点における事故防止を徹底してください。

[グラフ] 高速道路のトラック事故に占める追突事故の割合(2014年)



高速道路では人身事故の大半が「追突事故」です。

出典：公益社団法人 全日本トラック協会
「できることから始めよう！トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」

②過労運転防止の徹底

繁 忙期にありがちなのが、無理な運行計画です。運行計画を作成し実施する際は、「改善基準告示」を遵守しなければなりません【表】。これは、労働時間のルールを定めたもので、違反した場合は行政処分の対象となります。

繁忙期だからといって無理な運行を指示し、事故が起きてしまったら取り返しがつきません。運行管理者は、運行経路、運行時間、休憩地点などを含む適切な運行指示書の作成や運行計画、乗務割の作成を行い、過労運転防止に努めてください。

【表】「改善基準告示」で定められた労働時間

拘束時間(始業から終業までの時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ・1ヵ月 293時間以内
休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・1日 継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内

出典:国土交通省「トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル」

③確実な点呼の実施

運 行管理者によるドライバーへの乗務前点呼は義務であり、健康起因事故※防止に向けて重要なポイントになります。点呼は確実に実施し、ドライバーの健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足などについて確認してください。毎日やっているからといって流れ作業にせず、「健康起因事故防止の最後の砦」という強い気持ちを持って行いましょう。

右にあげたことをチェックし、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにしてください。

※健康起因事故とは、ドライバーが疾病により、運転を続けられなくなった状態をいいます。

出典:公益社団法人 全日本トラック協会
「運行管理者用 トラックドライバーの健康管理マニュアル」

■点呼時に確認すべき乗務中止判断の目安

- ・熱はないか
- ・疲れを感じないか
- ・気分が悪くないか
- ・腹痛、吐き気、下痢などないか
- ・眠気を感じないか
- ・怪我などで痛みを我慢していないか
- ・運転上悪影響を及ぼす薬を服用していないかなど



④飲酒運転および危険ドラッグの根絶

飲 酒運転は、極めて悪質で危険な犯罪行為です。万一飲酒運転をし、事故を起こした場合、ドライバーはもちろん、指導監督が不十分であった事業者も厳しい処分を受けることになります。

運行管理者は、飲酒運転や危険ドラッグ使用による事故を根絶するため、社内安全教育や点呼時などに、危険性を十分に理解させなくてはなりません。

⑤携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

運 転中に携帯電話やスマートフォンを用いて通話したり画面を注視することは、道路交通法違反となり罰則を受けます【表】。トラックの追突による死亡事故の約9割が「わき見・居眠り・だろろ運転」

が原因です。「ちょっとメールをチェックしよう」という軽い気持ちで、事故につながってしまいます。乗務中の携帯電話による通話やスマートフォン操作の禁止について徹底を図ってください。

【表】携帯電話使用等による罰則

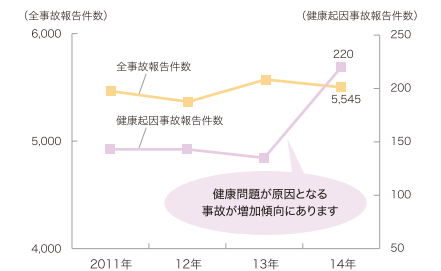
交通違反の種類	罰 則	反則金	点数
携帯電話使用等※1 (交通の危険)	3ヵ月以下の懲役 または5万円以下の罰金	大型自動車 12,000円	2点
		普通自動車 9,000円	
携帯電話使用等※2 (保持)	5万円以下の罰金	大型自動車 7,000円	1点
		普通自動車 6,000円	

※1:通話、又は画面を注視することによって、交通の危険を生じさせた者 ※2:通話、又は表示された画像を注視した者

⑥健康診断の受診の徹底

国 土交通省の報告(15年9月)によると、全事故件数は5,000件強と横ばいである一方、健康起因事故は増加傾向にあります【グラフ】。経営者は、健康起因事故の防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させなければなりません。運転に支障を及ぼす影響のある異常が認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにしてください。

【グラフ】全事故報告件数と健康起因事故報告件数の推移



出典:国土交通省
「事業用自動車の運転者の健康管理に関する取組み(平成27年9月17日)」

以上が、繁忙期の事故防止に向けて、運送事業者が取り組むべき重点項目です。どれも、日頃から実施しなければならないものばかりです。改めて自社の活動を振り返り、確認してみてください。